

○北海道後期高齢者医療広域連合公文書規程

制 定 平成19年3月23日訓令第4号

最近改正 平成30年3月20日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、公文書の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

(横書きの原則)

第2条 公文書は、左横書きとする。ただし、表彰状、感謝状、祝辞その他縦書きとすることが一般的であると認められるものについては、この限りでない。

(文体及び表現)

第3条 公文書の文体は、「である」体又は「ます」体とする。ただし、令達文書（告示を除く。）、議案、契約書（協定書、覚書等を含む。）、審査請求に対する裁決書、辞令書等の文体は、「である」体とする。

2 文書を作成する場合は、不必要な修飾語の使用や回りくどい表現は避け、主語及び述語を明確にして、簡潔で、かつ、内容が正確に伝わるものとなるように努めなければならない。

(敬称)

第4条 公文書の名あて人に付ける敬称は、「様」を用いる。ただし、名あて人の職業等により、他の敬称を用いるほうが適当であると認められる場合は、他の敬称を用いることができる。

(用語、用字等)

第5条 公文書に用いる用語は、日常的かつ一般的に使用される分かりやすい言葉とし、略語、難語、外国語、専門用語等は、できるだけ使用しないように努めなければならない。

2 公文書に用いる漢字は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）の範囲とし、その使用等については公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）の例によるものとし、仮名遣い及び送り仮名についてはそれぞれ現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）の例による。ただし、事務局長が別に定める場合は、この限りでない。

3 令達文書（告示を除く。）における漢字の使用等については、法令における漢字使用等について（平成22年11月30日付け内閣法制局長官決定）の例による。

4 促音に用いる「つ」並びによう音に用いる「や」、「ゆ」及び「よ」は、小書きにする。

5 公文書に用いる年の表示は、元号を用いるものとする。ただし、西暦を用いるほうが適当であると認められるものについては、この限りでない。

6 数字は、アラビア数字を用いる。ただし、次に掲げる場合には、漢字を用いる。

- (1) 四国、九州等固有名詞を表す場合
- (2) 一般、第三者等数の感じを失った熟語を表す場合
- (3) 数千人、数十日等概数を表す場合
- (4) 第2条ただし書の規定により文書を縦書きとする場合

7 前項本文の規定にかかわらず、文書を左横書きとする場合であっても、大きな数字を表すときは、単位として漢数字を用いることができる。ただし、「千」以下の単位には、「単位千円」として使用する場合を除き、千、百、拾等の漢数字は、使用しない。

8 符号は、文章、表等を読みやすく、かつ、理解しやすいものにするために必要と認められる場合に、適宜使用するものとする。ただし、繰り返し符号の「>」及び「<」は、使用しない。

(書式)

第6条 公文書の書式は、別記の例による。ただし、これにより難い特別の理由があるときは、この限りでない。

附 則（平19. 3. 23訓令4）

この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

附 則（平25. 3. 11訓令1）

この訓令は、平成25年3月11日から施行する。

附 則（平 30. 3. 20 訓令 1）

この訓令は、平成 3 0 年 3 月 2 0 日から施行する。

×××附×則

×この条例は、〇〇〇〇年〇月〇日（公布の日・規則で定める日）から施行する。

エ 条例（規則）を廃止する場合

×北海道後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇条例を廃止する条例をここに公布する。

××〇〇〇〇年〇月〇日

北海道後期高齢者医療広域連合長×〇 〇 〇 〇××

北海道後期高齢者医療広域連合条例第〇号

××北海道後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇条例を廃止する条例

×北海道後期高齢者医療広域連合〇〇条例（〇〇〇〇年北海道後期高齢者医療広域連合条例第〇号）は、廃止する。

×××附×則

×この条例は、〇〇〇年〇月〇日（公布の日・規則で定める日）から施行する。

オ 条例の施行期日を定める規則を制定する場合

×北海道後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

××〇〇〇〇年〇月〇日

北海道後期高齢者医療広域連合長×〇 〇 〇 〇××

北海道後期高齢者医療広域連合規則第〇号

××北海道後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇条例の施行期日を定める規則

×北海道後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇条例（〇〇〇〇年北海道後期高齢者医療広域連合条例第〇号）の施行期日は、〇〇〇〇年〇月〇日とする。

(2) 訓令

×北海道後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇〇〇〇規程を次のように定める。

××〇〇〇〇年〇月〇日

北海道後期高齢者医療広域連合長×〇 〇 〇 〇××××××

北海道後期高齢者医療広域連合訓令第〇号

×××北海道後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇〇〇〇規程

（略）

×××附×則

×この訓令は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

備考

1 訓令は、組織の内部的な規範であるため、条例及び規則のように公布はしない。したがって、公布文に代わるものとして、「……を次のように定める。」という

- 制定文を置く。
- 2 制定、改正及び廃止の形式は、制定文、署名等を除き、条例及び規則の場合と同じである。

(3) 告示

北海道後期高齢者医療広域連合告示第○号×

×××○○○○○○○○○について

×○○○○○法第○条第○項の規定により、次の○○○○○を○○○○○○○○○したので、
同条第○項の規定により告示します。

××○○○○○年○月○日

北海道後期高齢者医療広域連合長×○ ○ ○ ○××××××

記